

令和 6 年度制度改正について

令和 6 年度介護報酬改定のうち、令和 5 年度末で経過措置を終了する介護報酬の改定事項、その他全サービスに係る改正事項及び介護職員等処遇改善加算についてお示しします。

なお、以下に掲示する内容以外についても改正がありますので、厚生労働省ウェブサイトに掲載されている「介護報酬改定の概要」「介護報酬改定に関する省令及び告示の改正」、「介護報酬改定に関する通知等の改正」及び「介護報酬改定に関する Q & A」についてよく確認をしていただく等、情報収集に努めるようお願いします([令和 6 年度介護報酬改定について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#))。

また、愛知県高齢福祉課ウェブサイトに掲載されている「令和 6 年度介護報酬改定について」を良く確認していただき、間違いのない、適切な対応をお願いします([令和 6 年度介護報酬改定について - 愛知県 \(pref.aichi.jp\)](#))。

<目次>

- 1 令和 5 年度末で経過措置を終了する介護報酬の改定事項について
 - (1) 業務継続計画の策定について P 2
 - (2) 高齢者虐待防止の推進について P 3
 - (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための取り組みについて P 4
 - (4) 栄養管理について P 4
 - (5) 口腔衛生の管理について P 4～5
 - (6) 認知症介護基礎研修の受講の義務付けについて P 5～6

- 2 その他全サービスに係る改正事項
 - (1) 書面掲示規制の見直しについて P 6
 - (2) 管理者の責務及び範囲の明確化について P 6
 - (3) テレワークの取扱いについて P 7
 - (4) 人員配置基準における両立支援への配慮について P 7

- 3 「処遇改善加算」制度の一本化について P 8

- 4 令和 6 年 4 月 1 日算定開始の加減算の届出期限について P 9

- 5 その他参考資料 P 9

1- (1) 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じる必要があります。

なお、令和6年4月1日からの義務化に伴い、業務継続計画未実施減算が新設されます。感染症と災害発生時について、それぞれ計画策定が必要となり、どちらか一方の計画が策定できていない場合も減算となりますのでご注意ください（サービス種別により、減算適用に係る条件等が異なりますので、算定要件等をご確認ください）。

■必要な措置

- 業務継続計画の策定（感染症、災害時）
- 従業者への業務継続計画の周知
- 定期的な研修及び訓練（シミュレーション）の実施
- 定期的な業務継続計画の見直しの実施、必要に応じた計画の変更

■対象サービス

全サービス

■関連資料

[介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修資料・動画 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】	
単位数	
<現行> なし	<改定後> 業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設） その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。
算定要件等	
○ 以下の基準に適合していない場合（新設） <ul style="list-style-type: none">・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。	
○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。	

1- (2) 高齢者虐待防止の推進について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講じる必要があります。

なお、令和6年4月1日からの義務化に伴い、高齢者虐待防止措置未実施減算が新設されますので、ご留意ください。

■必要な措置

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の周知
- 虐待防止のための指針の整備
- 虐待防止のための研修の定期的な実施（※）
※研修を実施すべき頻度は、サービス種別によって異なります。
- 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- 虐待の防止のための措置に関する事項について、運営規程に記載

■対象サービス

全サービス

■関連資料

[高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
<p>○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】</p> <p>○ 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。</p>	
単位数	
<現行> なし	<改定後> 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。
算定要件等	<p>○ 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。・ 虐待の防止のための指針を整備すること。・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1－（3）感染症の予防及びまん延の防止について

事業者は、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の措置を講じる必要があります。

■必要な措置

- 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催
- 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- 研修、訓練（シミュレーション）の実施

■対象サービス

全サービス

1－（4）栄養管理について

入所者に対する栄養管理について、令和3年度から栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、管理栄養士が、入所者の栄養状態に応じて計画的に行う必要があります。栄養管理の基準を満たさない場合、令和6年4月1日からは栄養管理に係る減算の対象となります。

■必要な措置

- 多職種共同での入所者ごとの栄養ケア計画の作成
- 栄養ケア計画に従った栄養管理の実施、入所者の栄養状態の定期的な記録
- 栄養ケア計画の進捗状況の定期的な評価、必要に応じた計画の見直し

■対象サービス

施設系サービス（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院）

1－（5）口腔衛生の管理について

入所者に対する口腔衛生の管理について、令和3年度から口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、入所者の口腔衛生の管理を計画的に行う必要があります。

■必要な措置

- 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施
- 上記の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画の見直し

イ 助言を行った歯科医師

- ロ 歯科医師からの助言の要点
 - ハ 具体的方策
 - 二 当該施設における実施目標
 - ホ 留意事項・特記事項
- 施設の従業者又は歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設入所時及び入所後の定期的な口腔の健康状態の評価を実施
 - 技術的助言及び指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、当該施設との連携について、実施事項等を文書等で取り決め

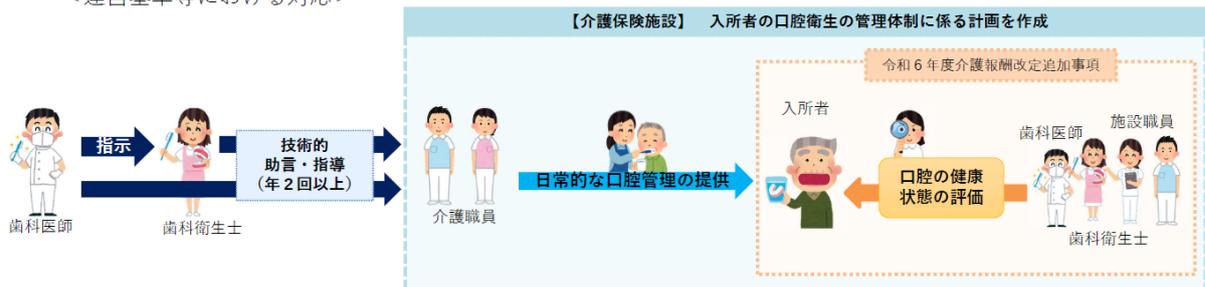
■対象サービス

施設系サービス（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院）

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
○ 介護保険施設において、事業所の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理につなげる観点から、事業者が利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施を義務付ける。【通知改正】	

算定要件等
○ 施設の従業者又は歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設入所時及び入所後の定期的な口腔の健康状態の評価を実施すること。
○ 技術的助言及び指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、当該施設との連携について、実施事項等を文書等で取り決めを行うこと。

<運営基準等における対応>



1- (6) 認知症介護基礎研修の受講の義務付けについて

事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる必要があります。事業所が新たに採用した従業者（新規・中途問わず）で医療・福祉関係資格を有さない者については、採用後1年間の猶予期間中に研修を受講させる必要があります。

■対象サービス

全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）

■関連資料

- [安城市／認知症介護基礎研修\(e-ラーニングシステム\)](http://city.anjo.aichi.jp) (city.anjo.aichi.jp)
- [愛知県認知症介護研修について - 愛知県](http://pref.aichi.jp) (pref.aichi.jp)

2 - (1) 「書面掲示」規制の見直しについて

事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、ウェブサイトへの掲載・公表が義務付けられます。

義務付けは令和7年度からですが、各事業所におかれましては、お早めにご対応をお願いします。

■対象サービス

全サービス

概要	【全サービス】
<p>○ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】</p> <p>（※令和7年度から義務付け）</p>	

2 - (2) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化について

管理者の責務及び兼務範囲について、管理者がその責務が果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨が明確化されます。

なお、これまでと同様、管理者の一元的管理が行える体制の確保についてはご留意の上、ご対応ください。

■対象サービス

全サービス

概要	【全サービス】
<p>○ 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。【省令改正】【通知改正】</p>	

2－（3）テレワークの取扱いについて

テレワークの取扱いについて、これまで管理者についてのみ示されておりましたが、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種についても、取扱いが明確化されます。

詳細等につきましては、最新情報にご留意いただき、対応を進めてください。

■対象サービス

全サービス（居宅療養管理指導を除く）

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★を除く。）】
	○ 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。【通知改正】

2－（4）人員配置基準における両立支援への配慮について

介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進めるため、運営基準の解釈通知及び報酬算定の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いが改正されます。

■対象サービス

全サービス

概要	【全サービス】
	○ 介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。 ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。 イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。 【通知改正】

基準・算定要件等

○ 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

	母性健康管理措置による短時間勤務	育児・介護休業法による短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度
「常勤」(*)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤扱い	○	○	○（新設）
「常勤換算」(*)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める	○	○	○（新設）

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

3 「処遇改善加算」制度の一本化について

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されます。

一本化後の加算については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとしますが、事業所内での柔軟な職種間配分が認められます。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境要件の見直しも行われます。

■必要な措置

- 令和6年度計画書の提出（令和6年4月15日まで）
 ※令和6年度計画書において、現行3加算（令和6年4月・5月分）と新加算（令和6年6月から3月まで）をまとめて申請できる様式になっております。
- 令和5年度実績報告の提出（令和6年7月31日まで）

■関連資料

- [安城市／介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算・介護職員等処遇改善加算について](http://city.anjo.aichi.jp)
- [介護職員の処遇改善 | 厚生労働省](http://mhlw.go.jp)

算定要件等	
○	一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
○	新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。 ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※）	新加算	要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
[24.5%]	I	新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上）	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
[22.4%]	II	新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 ・ グループごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
[18.2%]	III	新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
[14.5%]	IV	新加算（Ⅳ）の1/2（7.2%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）

4 令和6年4月1日算定開始の加減算の届出時期について

令和6年4月1日算定開始の加減算の届出時期は、

令和6年4月5日（金）（必着） までとします。

処遇改善加算の計画書の届出時期は令和6年4月15日(月)までとなっており、締切日が異なりますのでご注意ください。

5 その他参考資料

- 介護保険最新情報 | 厚生労働省

[介護保険最新情報掲載ページ | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

介護サービス事業者等への指導・監督について

1 はじめに

介護保険サービス事業は、各事業所の責任において人員基準・設備基準・運営基準に適合しているか自主点検を日々行い、更に利用者サービスの向上を目指して充実していただくものです。事業運営の向上に努めなければならないことに留意し、事業の目的を達成するために必要な最低限度の基準の適合に満足することなく、自ら事業運営の改善をはかっていただくようお願いいたします。

(1) 職員研修

従業員の資質向上のために、研修の機会を確保してください。特に、身体拘束防止、虐待防止、法令遵守に関する研修は、毎年、実施してください。

なお、令和5年度より愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）のうち、「介護人材資質向上事業」を活用した安城市介護人材資質向上事業補助金を創設しましたのでご活用ください。

(2) 業務管理体制の整備

介護サービス事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備し、国、県又は市に届出を行うことが義務付けられています。安城市に業務管理体制の届出が必要な事業者は、地域密着型サービスのみを行う事業者（総合事業は対象外）で、事業所が安城市内のみ所在する事業者です。既に届出を済ませている事業者で、法令遵守責任者の変更など届出内容に変更があった場合は遅延なく届出してください。

なお、令和5年3月28日（火）午後1時より「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築され、電子申請等による届出が可能となりました。

(3) 「介護サービス情報公表システム」での公表

介護サービス事業者は、介護サービス情報を愛知県に報告することが義務付けられています。愛知県公式ウェブサイト参考に、情報公表制度の対象事業者は手続きをし、「介護サービス情報公表システム」により公開してください。

対象事業所

- ア 年間100万円を超える介護報酬の支払いを受けている事業所
- イ 新規指定事業所（基本情報のみ）

(4) 愛知県介護保険指定事業者講習会

愛知県が行う「介護保険指定事業者講習会」の資料も参考にしてください。

（愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループのウェブサイト参照）

2 指導の種類

市が行う指導には、集団指導、運営指導及び監査があります。

(1) 集団指導

各事業所に対し情報提供等を個別に行うのではなく、全体に対して行うものです。安城市では事業者連絡調整会議が集団指導の位置づけです。集団指導では、指定事

務の制度説明、改正された場合の介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進、介護報酬請求に係る過誤・不正請求の観点から介護保険事業の適正化を図るため実施します。市が所管する事業所については、集団指導に欠席した事業所は指導強化対象事業所としています。

(2) 運営指導

運営指導には、市が事業所に伺うものと、愛知県と合同で伺うものがあります。運営指導は対象となったサービスの指定権者が行うため、県が指定権者のサービスに指導を行う際は、県職員も伺います。

指導対象サービスの指定権者	事業所に伺う職員
県	県職員＋市職員 (指導は県職員が行います。)
県・市 両方	県職員＋市職員 (両者から指導を行います。)
市	市職員のみ

県との合同指導に際しては、県から事前調査（自己点検シート）書類及び改善指示事項に対する改善状況報告について提出を指示されますが、愛知県への提出に加え安城市にも同書類を提出してください。

市のみで実施する指導については、「3 運営指導について」にて説明します。

(3) 監査

人員、設備及び運営基準等が指定基準違反であると認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に行います。

3 運営指導について

本市では、原則として3年に一度は運営指導を行っています。運営指導では、サービスの質の確保・向上を図ることを主眼として、サービス事業者が法令・通達などに基づき適正な事業運営を実施しているか調査し、また必要な指導を行うことをいいます。

(1) 事前提出書類

市の運営指導に際し、勤務形態一覧表、運営規程等の書類に加え自己点検シートを事前に提出していただきます。実施通知に事前提出書類について記載してあります。

(2) 改善指示事項

運営指導での改善指示事項は、文書で通知する内容は勿論、口頭指導内容も漏らさず改善をはかっていただくようお願いします。

(3) 総合事業の運営指導

総合事業の運営指導については、「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実地を図るための指針」に基づき実施します。県との合同指導時に同時実施または、市単独実施にて行います。

(4) 留意事項

一度指摘した改善指示事項（文書・口頭とも）について、改善されていない場合は悪質性が疑われると判断することがあります。悪質性、反復継続性等は処分の判断材料のひとつです。

あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、当日通知でもって運営指導を行う場合があります。

(5) 指導の実施状況（令和5年度分）

ア 運営指導の実施状況

10業者12事業所21サービス

うち改善報告を求めた事業所数 12事業所

イ 監査の実施状況

3業者5事業所7サービス

令和6年2月9日現在、4事業所について勧告を行いました。

他1事業所については調査中です。

4 地域密着型サービスの利用について

平成18年に創設された地域密着型サービスは、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えることを目的としています。そのため、本市の地域密着型サービスは、原則、安城市に住民票のある人のみが利用できます。以下に該当する場合は、本市の地域密着型サービスは利用することができませんのでご注意ください。

(1) 安城市に住民票がない場合。（実際に住んでいるのが安城市であったとしても、住民票を市外に置いたままの場合は利用不可。）

(2) これまで他市町村に住民票を置いていた人が、安城市の地域密着型特定施設やグループホームに直接入居する場合。

なお、市町村によって地域密着型サービスの取扱いが異なる場合もございますので、詳細は担当市町村の介護保険部局へご確認ください。

5 【地域密着・居宅・総合事業】変更届・加算届について

(1) 変更届について

① 変更届出書は変更後10日以内に届け出ることとする。

② 総合事業のサービス事業所においても、忘れずに届け出ること。

忘れていませんか？

総合事業の各種加算届・変更届は、市への提出が必要です。

訪問介護・通所介護を西三河福祉相談センターへ届け出て、総合事業もあれば市へも忘れずに届け出てください。他市の総合事業の指定を受けている場合は、他市への届け出も忘れずに行ってください。

③ ただし、運営規程の変更のうち従業員の変更（職員の採用、退職の異動）は頻繁

にあることも考えられるため、次のことを条件に、特例扱い※をすることとする。
 (愛知県における「従業員の変更に係る届け出の特例」同様の規定とします。)

※その都度の届出はなく、毎年6月1日時点の内容を同月末までに届け出ること。

- ◎人員基準の適合していることを事業所が自主点検すること
- ◎運営規程、重要事項説明書等の書類を事業所で適切に整備すること
- ◎介護報酬の加算の体制に影響のないこと
- ◎次の職種でないこと
 - ア 管理者（全サービス）
 - イ サービス提供責任者（介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス）
 - ウ 介護支援専門員（全サービス）
 - エ 計画作成担当者

(2) 加算届について

サービスの種類	算定の開始時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 居宅介護支援 介護予防支援 介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス	毎月 15日以前に届出 → 翌月から 16日以降に届出 → 翌々月から
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型特別養護老人ホーム	届出を受理した日が属する月の翌月 (届出を受理した日が月の初日である場合は当該月)

(3) 届出書の様式について

ホーム>暮らす>福祉・介護・医療>事業者向け情報>変更及び加算の届出について (17ページ参照)

6 【居宅】特定事業所集中減算について

(1) 判定期間及び減算適用期間

	判定期間	減算適用期間	届出期日
前期	前年度3月1日から当年度8月末日	当年度10月1日から3月31日	9月15日まで
後期	当年度9月1日から当年度2月末日	次年度4月1日から9月30日	3月15日まで

※届出期日が閉庁日の場合、直前の開庁日が届出期日となります。

(2) 手続きについて

- ・ 80%を超えたサービスが一つでもあった場合、正当な理由の有無に関係なく届出書の提出が必要です。
- ・ なお、80%を超えるサービスがなかった場合も、「特定事業所集中減算届出書」及び各サービスの「計算書」は事業所で5年間保管してください。

(3) 届出書の様式について

ホーム>暮らす>福祉・介護・医療>事業者向け情報>特定事業所集中減算の届出について（17ページ参照）

7 市公式ウェブサイトの確認について

市公式ウェブサイトの高齢福祉課のページでは、「事業者向け情報」を掲載しております（例：介護保険最新情報、国・県からのお知らせ、介護報酬改定について、介護保険事業所の各種手続について等）。

重要な情報を掲載しておりますので、普段からこまめにご確認いただきますよう、お願いします。

高齢福祉課のお知らせ HPのご案内

The image shows a screenshot of the Anjo City website with two callout boxes indicating navigation steps:

- ①「総合メニューから探す」クリック**: A red button with a hamburger menu icon and the text "総合メニューから探す" is highlighted with a black box. A yellow callout box points to it.
- ②車いすのアイコンをクリック**: A wheelchair icon is highlighted with a black box. A yellow callout box points to it.

The website header includes the Anjo City logo, a search bar, and a navigation menu with categories: ホーム (Home), 暮らす (Living), 学ぶ (Learning), 楽しむ (Enjoying), and 事業者 (Business). Below the header is a "便利ガイド" (Convenience Guide) section with a grid of service icons: ぐみにリサイクル (Waste Recycling), 健康・福祉 介護・医療 (Health, Welfare, Nursing, Medical Care), 保険・年金 (Insurance, Pension), 税金 (Taxes), 届出・証明 (パスポート) (Registration, Certification), 水道・下水道 (Water, Sewerage), 住まい・土地 (Housing, Land), あんくるバス (Ankur Bus), 救急医療 AED (Emergency Medical Care, AED), and ペット・動物 (Pets, Animals).

福祉・介護・医療

不審な電話にご注意ください

医療助成制度

- [子ども医療](#)
- [心身障害者医療](#)
- [母子・父子家庭医療](#)
- [精神障害者医療](#)
- [後期高齢者福祉医療費給付制度](#)
- [自立支援医療\(精神通院\)](#)
- [自立支援医療](#)
- [小児慢性特定](#)
- [養育医療](#)
- [精神障害者医療](#) 法を一部変更します。



ホーム

[総合トップ](#)

[ホーム](#) > [暮らす](#) > [健康、福祉](#)

健康

③「福祉・介護・医療」
クリック

④「高齢者の福祉」
クリック

福祉・介護・医療

高齢者の福祉



[総合トップに戻る](#)

[Google™ カスタム検索](#)

ホーム

暮らす

学ぶ

[総合トップ](#)

[ホーム](#) > [暮らす](#) > [高齢者の福祉](#)

いいね!

高齢者の福祉

■ 個人向け情報

[介護保険制度案内](#) / [利用できるサービス\(介護保険サービス・福祉サービス\)](#) / [市内事業所一覧](#) / [予防・保健指導](#) / [介護の知恵袋](#) / [認知症](#) / [支援活動](#) / [在宅医療](#) / [各種申請書](#)

■ 事業者向け情報

[介護保険事業者向け情報](#) / [地域密着型サービス事業者](#)・[介護予防支援](#) / [介護予防](#)・[日常生活支援総合事業](#) / [居宅介護支援事業者向け情報](#) / [在宅医療](#)・[介護連携拠点推進](#)

■ その他

[あんジョイプラン](#) / [施設整備](#) / [各種審議会](#) / [介護・福祉の仕事に関する情報](#) など

⑤「事業者向け情報」
クリック

重要な事項については太枠で囲ってありますので、随時ご確認ください。

事業者向け情報

新型コロナウイルス感染症情報

- [「緊急事態宣言」等の発出に係る高齢者施設等の対応について](#) (随時更新)
- [新型コロナウイルス感染症に係る国・県からの通知等](#)(随時更新)
- [高齢福祉課からのお知らせ](#)(令和4年10月5日更新)
- [令和4年度愛知県介護サービス確保対策事業費補助金について](#) (外部リンク)
- [令和3年度愛知県介護サービス確保対策事業費補助金について](#) (外部リンク)
- [愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（緊急包括支援金）について](#) (外部リンク)
- [愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（サービス継続支援事業）について](#) (外部リンク)
- [介護サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金について](#) (外部リンク)

介護保険事業者向け情報

- [事故報告及び感染症等に係る報告について](#)
- [介護報酬改定について](#)
- [事業者連絡調整会議](#)
- [介護保険最新情報Vol.1201~\(随時更新\)](#)
- [介護保険最新情報Vol.1101~1200](#)
- [介護保険最新情報Vol.1001~1100](#)
- [介護保険最新情報Vol.715~1000](#)
- [介護保険最新情報Vol.600~714](#)
- [災害に係る事務連絡](#)(令和6年1月29日更新)
- [国・県等からのお知らせ](#)(随時更新)
- [事業者向け研修のお知らせ](#)(令和5年12月27日更新)
- [訪問介護届出について](#) (居宅介護支援基準第13条第18号の2に係る市町村への届出)
- [運営指導の事前提出書類について](#)

介護保険事業所の各種手続きについて

- [新規指定について](#)
- [更新について](#)
- [変更及び加算の届出について](#)
- [休止・廃止・再開の届出について](#)

処遇改善加算等、各種届出の様式はこちらからダウンロードしてください。

地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援事業者

- [業務管理体制に関する届出について](#)
- [特定事業所集中減算の届出について](#)
- [指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービス（お泊りデー）の届出について](#)
- [定員が18人以下の通所介護の移行について\(平成28年度\)（外部リンク）](#)

介護予防・日常生活支援総合事業

- [介護予防・日常生活支援総合事業のマニュアル、運営の手引き、基準要綱について](#)
- [安城市介護予防・生活支援総合事業指定事業者一覧](#)
- [令和5年度短期集中型介護予防サービス事業の実施事業者募集\(令和5年3月1日更新\)](#)
- [サービス事業費の請求について](#)
- [介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定等について（令和3年3月18日更新）](#)
- [介護予防・生活支援サービス事業アンケート等](#)

居宅介護支援事業者向け情報

- [居宅介護支援費に係るターミナルマネジメント加算の取扱いについて（PDF：108K）](#)
- [介護保険住宅改修施工事業者研修会](#)
- [介護保険住宅改修、福祉用具の購入、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱い](#)
- [介護保険給付に関する質問の取り扱いについて](#)
- [居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの検証について](#)
- [要介護認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用について](#)

在宅医療・介護連携推進事業（事業者向け）

- [サルビー見守りネット](#)
- [多職種（専門職）向け研修会](#)
- 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成28年度）
[本編（PDF：103KB）](#)
[解説編（PDF：211KB）](#)

説明事項 3

運営指導における主な指摘事項

分類	指示事項	詳細	根拠
共通	サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書等を交付して説明を行い、サービスの提供を受けることにつき利用申込者の同意を得たことが書面によって確認できるように整備すること。	重要事項説明書等に利用者等の署名のないものが散見された。必ずサービス利用開始前に利用者等の署名を得ること。	
	ハラスメント防止措置について、方針の明確化等必要な措置を講ずること。	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発していなかった。また、相談体制の整備ができていなかった。	
	複数の職種を兼務している職員について辞令等により兼務関係を明確にすること。	兼務関係が明確になっていないことがあった。兼務関係を明確にすること。	
	運営規程と重要事項説明書について、整合性を図り正しい表記をすること。	運営規程と重要事項説明書で違うことが書いてあった。正しい内容に直すこと。	
	事故及びヒヤリハットの記録について、収集に努めること。	事故及びヒヤリハットが起きた場合の記録様式が整備できていないことや、ヒヤリハットの記録が極端に少ないことがあった。発生した場合は、適宜記録に残すこと。	
居宅介護支援	指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 なお、代筆が必要な方がいる場合を想定して、代筆者が署名する欄を設けること。	本人の署名が難しい場合でも、代筆者名などの記載がないものが見受けられた。代筆の場合は、代筆者の名前や続柄などを記入していただくこと。	※4 第23条第3項
地域密着型通所介護、介護予防通所サービス、生活支援通所サービス 共通	介護予防（生活支援）通所サービス個別計画・地域密着型通所介護計画の作成者は管理者であることに留意すること。	【管理者が行うべき理由】 利用者のことを一番把握している職員（生活相談員等）や、ケアマネ資格のある者などが取りまとめ、プランを考えることが望ましいが、管理・作成は最終的に管理者が行うべきである。そのため、計画作成者は、管理者の名前でなければならない。 また、利用者への説明や包括等への報告についても、必ず管理者が同席するのは難しいと思うが、管理者は必ず説明等が行われたことを把握しておかねばならず、生活相談員等に任せっぱなしではいけないため。管理者以外が説明等を行った場合は、管理者がその旨を確認したことを、計画や介護記録等に記載するなど、わかるようにしておくこと。	※1 第41条第2号 ※2 第9条 ※3 第27条第1項
	管理者は、計画の内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。		※1 第41条第4号 ※2 第9条 ※3 第27条第3項
介護予防通所サービス、生活支援通所サービス	管理者が、介護予防通所サービス個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うこと。	また、利用者への説明や包括等への報告についても、必ず管理者が同席するのは難しいと思うが、管理者は必ず説明等が行われたことを把握しておかねばならず、生活相談員等に任せっぱなしではいけないため。管理者以外が説明等を行った場合は、管理者がその旨を確認したことを、計画や介護記録等に記載するなど、わかるようにしておくこと。	※1 第41条第9号 ※2 第9条
	管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告すること。また、報告日を記録しておくこと。		※1 第41条第10号 ※2 第9条
	サービスを提供した際には、提供日や提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。		※1 第17条第2項 ※2 第8条
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	入居申込者の入居に際しては、利用開始前に主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をすること。	認知症である旨を確認したことがわかる書類がすぐに確認できるようにしておくこと。	※3 第94条第2項 ※5 第74条第2項
	日中は利用者3人に対して、常勤換算で1名の介護従業者を配置すること。		※3 第90条第1項 ※5 第70条第1項
	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。 なお、代筆の場合は代筆者の氏名及び続柄を記載すること。		※3 第98条第4項 ※5 第87条第4号
介護予防支援	指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取すること。	指定福祉用具貸与事業所を含む、サービス事業者に対して聴取を行うこと。ただし、聴取の方法については任意の方法でかまわない。	※6 第30条第13号
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。	必ずサービス提供前に書面により同意を得ること。	※3 第119条第4項

※1 安城市指定介護予防通所サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱

※2 安城市指定生活支援通所サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱

※3 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

※4 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

※5 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

※6 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

事故及び感染症の報告に迷ったら

1 報告が必要なとき

- (1) サービス提供中の、利用者のケガや死亡事故
 - ・利用者が医療機関に受診が必要なケガをしたとき
 - ・その事故により、利用者や利用者の家族とトラブルになりそうとき
 - ・賠償金や見舞金などを支払ったとき
 - ・利用者に損害を与えたとき
 - ・施設長が報告した方が良いと判断したとき
- (2) 食中毒及び感染症が発生したとき
 - ・死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生したとき
 - ・10名以上又は全利用者の半数以上発生したとき
 - ・施設長が必要と報告が必要と判断したとき

2 報告書作成時の留意事項

- (1) 事故報告書 利用者や利用者家族とのトラブルの有無についても記載してください。
記載欄「6 事故発生後の状況」の最下段「家族とのトラブル 有無」
- (2) 感染症報告書 発生時のみ報告してください。経過については報告する必要はありません。(施設長が必要と判断した場合はこの限りではありません。)

3 報告様式について

市ホームページに掲載されている様式を基準としておりますが、必要事項の記載があれば任意様式でも構いません。

4 その他

詳細については、安城市公式ウェブサイト望遠郷をご確認ください。

<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/fukushikaigo/kaigo/jikohoukokusho.html>

二次元コード



感染症の発生に関する報告書

報告日： 年 月 日

○基本情報

法人名	
事業所名	
事業所所在地	
サービス種別	
定員	
感染症（種類）	
報告理由	10人以上の感染 ・ 全利用者の半数以上の感染

○感染者の状況

発生日（最初に発生した日）				
感染者数	利用者	人	職員	人
症状の有無 ※感染者である利用者、職員の症状の有無を記載してください。	症状あり	人	症状あり	人
	症状なし	人	症状なし	人
主な症状				
特記事項 ※利用者が入院した場合など、特別な事情があれば記載してください。				

○関係機関への報告

愛知県、保健所への報告	愛知県： 未 ・ 済	保健所： 未 ・ 済
-------------	----------------	----------------

○対応状況

協力医療機関名*	

※「協力医療機関名」欄は、通所介護事業所等で協力医療機関がない場合は記載の必要はありません。

連絡先	担当者氏名：	電話番号：
-----	--------	-------

感染症の発生に関する報告書

報告日：2023年〇月〇〇日

○基本情報

法人名	社会福祉法人〇〇〇〇		
事業所名	特別養護老人ホーム〇〇〇〇		
事業所所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇		
サービス種別	特別養護老人ホーム		
定員	100人		
感染症（種類）	新型コロナウイルス		
報告理由	10人以上の感染 ・ 全利用者の半数以上の感染		

○感染者の状況

発生日（最初に発生した日）	2023年〇月〇〇日			
感染者数	利用者	10人	職員	2人
症状の有無 ※感染者である利用者、職員の症状の有無を記載してください。	症状あり	8人	症状あり	2人
	症状なし	2人	症状なし	0人
主な症状	発熱、咳、倦怠感			
特記事項 ※利用者が入院した場合など、特別な事情があれば記載してください。	利用者のうち2名が〇〇〇病院に入院			

○関係機関への報告

愛知県、保健所への報告	愛知県： 未 ・ <input checked="" type="checkbox"/>	保健所： 未 ・ <input checked="" type="checkbox"/>
-------------	--	--

○対応状況

ゾーニングを行った上で、陽性者は施設内個室に隔離 保健所に相談し、〇月〇日に全利用者・職員に対するPCR検査を実施 協力医療機関の指示により症状が重い利用者2名を入院措置	
協力医療機関名*	医療法人〇〇会〇〇〇病院

※「協力医療機関名」欄は、通所介護事業所等で協力医療機関がない場合は記載の必要はありません。

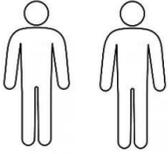
連絡先	担当者氏名：〇〇 〇〇	電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
-----	-------------	-------------------

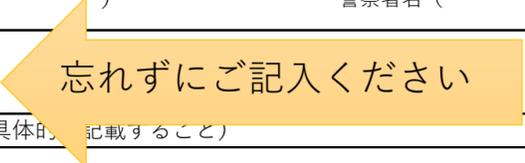
事故報告書 (事業者→安城市)

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること
 ※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

<input type="checkbox"/> 第1報	<input type="checkbox"/> 第 ____ 報	<input type="checkbox"/> 最終報告
------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------

提出日：西暦 年 月 日

1 事故 状況	事故状況の程度	<input type="checkbox"/> 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日				
2 事 業 所 の 概 要	法人名											
	事業所(施設)名								事業所番号			
	サービス種別	その他(右欄に記入してください)										
	所在地											
3 対 象 者	氏名・年齢・性別	氏名				年齢				性別：	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者			
	住所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()										
	身体状況	要介護度	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 自立									
		認知症高齢者 日常生活自立度	<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> IIa <input type="checkbox"/> IIb <input type="checkbox"/> IIIa <input type="checkbox"/> IIIb <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M									
発生日時	西暦		年		月		日		時		分頃(24時間表記)	
4 事 故 の 概 要	発生場所	<input type="checkbox"/> 居室(個室) <input type="checkbox"/> 居室(多床室) <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂等共用部 <input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室 <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 施設敷地内の建物外 <input type="checkbox"/> 敷地外 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	事故の種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤薬、与薬もれ等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 誤嚥・窒息 <input type="checkbox"/> 医療処置関連(チューブ抜去等)										
	発生時状況、事故内容の詳細										前 ● 後 ● 	
	その他 特記すべき事項											
	発生時の対応											
5 事 故 発 生 時 の 対 応	受診方法	<input type="checkbox"/> 施設内の医師(配置医含む)が対応 <input type="checkbox"/> 受診(外来・往診) <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	受診先	医療機関名					連絡先(電話番号)					
	診断名											
	診断内容	<input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> 骨折(部位：) <input type="checkbox"/> その他 ()										
	検査、処置等の概要											

6 事 故 発 生 後 の 状 況	利用者の状況											
	家族等への報告	報告した家族等の 続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者			<input type="checkbox"/> 子、子の配偶者			<input type="checkbox"/> その他 ()			
		報告年月日	西暦		年		月		日			
	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)	<input type="checkbox"/> 他の自治体 自治体名 ()			<input type="checkbox"/> 警察 警察署名 ()			<input type="checkbox"/> その他 名称 ()				
本人、家族、関係先等 への追加対応予定	家族とのトラブル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無											
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)	(できるだけ具体的に記載すること)											
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、 再発防止策の評価時期および結果等)	(できるだけ具体的に記載すること)											
9 その他 特記すべき事項												

高齢者虐待防止について

*法：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

1 早期発見・通報

(1) 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合（法第7条）

ア 生命または身体に重大な危機が生じている場合

⇒速やかに市町村へ通報しなければならない。

イ それ以外の場合

⇒速やかに市町村へ通報するよう努めなければならない。

『虐待かどうかの判断』は必要ありません。虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、高齢者の居住地の地域包括支援センターまたは市高齢福祉課地域支援係に相談・通報をしてください。

(2) 養介護施設従事者等による虐待が疑われる場合（法第21条）

養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合

⇒速やかに市町村へ通報しなければならない。

『事業所による事実確認』を行うのに先立ち、市高齢福祉課地域支援係へ速やかに連絡してください。市高齢福祉課が介護保険法に基づく「監査（立入検査等）」、「実地指導」、法に基づく養介護施設・事業所の協力による調査等を行います。

2 高齢者虐待防止のために

(1) 養護者による高齢者虐待の防止に向けて

養護者による高齢者虐待の事例の多くは、虐待を行っている養護者も何らかの支援を必要としています。発生要因として、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」、「虐待者の障害・疾病」、「経済的困窮」が多く挙げられます。高齢者虐待を未然に防ぐため、養護者支援という視点を持ったケアマネジメントやサービス提供をお願いします。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けて

発生要因として「教育、知識、介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」が多く報告されています。これらを踏まえ、高齢者虐待を未然に防止するため、次の点に重点的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

- ① 養介護施設等が自ら企画した研修を定期的を実施すること。
- ② 苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されていること。
- ③ メンタルヘルスに配慮した職員面談等を組織的に実施すること。
- ④ 業務管理体制を常に自主的に点検し、必要に応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること。

介護サービス相談員の訪問活動再開について

本市では、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことにより、介護サービス相談員の訪問活動を徐々に通常の活動に戻していく方針です。現在、令和5年6月に行った訪問受入れ可否のアンケートで可と回答をしてくださった事業所様には訪問を再開させていただいております。

同アンケートで訪問不可とご回答いただいた事業所様におかれましては、事業所の方針等が変わり、受入れ可能となりましたら、担当者までご連絡をいただきますと幸いです。

活動につきましては、下記にURLを添付しておりますので、ご参照ください。

1 「介護サービス相談員派遣等事業の実施について」の一部改正について

(令和2年5月29日付け老高0529第1号 厚生労働省老健局)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000872734.pdf>



2 介護サービス相談・地域づくり連絡会ホームページ

<https://kaigosodan.com>



3 介護サービス相談員とは？

(介護サービス相談・地域づくり連絡会ホームページ内より抜粋)

<https://kaigosodan.com/counselor.html>



緊急通報システム貸与申請書の 様式を変更します



緊急通報装置

緊急通報システム貸与申請書を令和6年4月1日付で別紙のとおり変更します。

緊急ボタンが押された時、業者が本人や緊急連絡先との連絡がすぐにとれず、状況確認に時間がかかっていますので、電話番号欄を増やしました。

現在使用していただいている様式は破棄していただき、新様式への切り替えをお願いいたします。

なお、制度の内容についての変更はありません。申請にあたっては、隣人などの協力員やすぐにかけて状況を確認できる方がいることがのぞましいです。

様式のデータはインターネットに掲載してありますのでご利用ください。



安城市 介護・高齢者福祉

<http://anjo.kaigoweb.jp/article/2018040900011/>

在宅支援サービス>緊急通報装置の貸与

委託事業者は、令和4年10月1日から

「大阪ガスセキュリティサービス」に変更しています。

(問い合わせ 高齢福祉課 高齢福祉係 直通 71-2223)

緊急通報システム貸与申請書

申請日 年 月 日

安 城 市 長

緊急通報システムの貸与について、裏面の事項を承諾の上、申請します。

申 請 者	住 所	安城市		性別	男・女・回答しない		
	氏 名	フリカ`ナ 氏 名 (※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。		電話 番号	固定	(0566)	
申 請 者 の 状 況	1 75歳以上でひとり暮らし高齢者台帳に登録されている者 2 65歳以上で要介護1以上の認定を受け、ひとり暮らし高齢者台帳に登録されている者 要介護: _____ 3 ひとり暮らしをしており、発作を伴う疾病のある65歳以上の者 4 ひとり暮らしをしており、心身に障害のある者 5 65歳以上の者のみで構成される世帯で、世帯員のいずれかが要介護1以上の認定を受けている者 本人要介護: _____ 世帯員要介護: _____ 6 シルバーハウジングに入居している者 7 その他 (_____)						
	第1 連絡先	住 所				続 柄	
緊 急 連 絡 先	フリカ`ナ 氏 名			電 話 番 号	固定		
					携 帯		
					勤 務 先		
緊 急 連 絡 先	第2 連絡先	住 所				続 柄	
	フリカ`ナ 氏 名			電 話 番 号	固定		
					携 帯		
緊 急 連 絡 先	協力 員	住 所	安城市			関 係	
	フリカ`ナ 氏 名			電 話 番 号	固定		
					携 帯		
そ の 他 情 報	フリカ`ナ 世帯員氏名		続柄(_____)		携帯番号		
	住居管理者				電話番号		
	医 療 情 報	通院先				電話番号	
	主な病気						
提出者の氏名・名称							

承諾事項

- 1 市長が緊急通報システムの運用に必要な範囲で、申請者及び同居の家族に係る介護認定その他身体、疾病等の情報を調査する可能性があること。
- 2 緊急通報システムの運用によって記録された情報について、必要な範囲で、消防機関又は市長の委託を受けた業者が利用する可能性があること。
- 3 緊急通報があった場合は、緊急通報受信センターから緊急連絡先に連絡がされること。
- 4 緊急連絡先等（緊急連絡先及び緊急連絡先から必要な協力の要請を受けた者をいう。以下同じ。）が必要な範囲において敷地又は住居に立ち入る場合があること。
- 5 緊急連絡先等がその必要な処置を取るため、やむを得ず家屋等に損害を与える場合があること。また、その場合に市長及び緊急連絡先等は、責めを負わないこと。
- 6 緊急通報システムの使用により発生した事故等が、申請者の故意又は過失による場合は、市長及び緊急連絡先等は、責めを負わないこと。
- 7 緊急通報システムの装置設置時の動作確認作業、定期通報又は緊急通報ボタンを押した際に発生する電話料金については、申請者の負担であること。
- 8 電話回線又は緊急通報システムの不具合等により適切に緊急通報ができない場合があり得るが、この場合に市長及び緊急連絡先等は責任を負わないこと。特に、NTTアナログ回線以外の回線を利用して緊急通報システムを使用する場合は、停電又は回線の不具合等により、通報ができなくなる危険性が高まること。

注意事項

協力員とは、緊急通報受信センターからの連絡により、利用者の緊急時に居宅を訪問して、状況を確認し、利用者の異状を認めたとときに救助等適切な措置を行う人です。原則、近隣住民とし、第1、2連絡先がない場合は必ず記入してください。また、記入に当たっては、必ず協力員本人の承諾を得てください。